

千里ライフサイエンスクラブ会則

2021.10.19 改定

末尾に【会則の運用について】記載あり

- 第1条 本会は「千里ライフサイエンスクラブ」と称する。
- 第2条 本会は公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団（以下「財団」という。）が主宰する。
- 第3条 本会はライフサイエンスの研究者、学者を中心に、一般の方を含めた幅広い人の組織を越えた交流を目的とする。
- 第4条 本会は個人会員制とし、会員は本会に登録する。
- 第5条 1. 本会の会員は、毎月1回財団が開催する千里ライフサイエンスフォーラム（フォーラム）に参加することができる。ただし、盛夏にあたる8月は休会とする。
2. 本会の会員にはLFニュース（年3回）及びフォーラム（年11回）の案内を送付する。
- 第6条 1. フォーラムは、週日夕刻の講演会と懇親会（飲食を伴う）よりなり、知の交流拠点いわゆる「アカデミックな赤ちょうちん」を創るという財団の理念を実現するために、会員の方の交流の場を提供する。
2. フォーラムには可能な限りビジターの参加を受け入れる。
- 第7条 1. 会員は年会費2,000円、各回のフォーラムの参加費3,000円*（ただし、懇親会費として）を納入する。講演会のみ参加は無料とする。
年会費の納入は財団指定口座への振込のみとし、振込の確認が取れ次第、入会となる。
2. ビジターの参加費は講演会1,000円、懇親会3,000円*とする。
3. フォーラムの参加の取消は、開催日の3日前（土日祝を除く）の午前までに届けるものとする。
届出しないで欠席の場合、又は開催日の3日前（土日祝を除く）の午後以降の届出で欠席の場合は、参加費の納入義務を負う。
4. 会員期間は入会日より1年間とする。ただし、複数年分の一括支払いを希望する場合は、5年分の一括支払いに限り認める。
5. 会員継続の場合、会員期間満了2か月前の財団案内に記載の期日までに年会費の振込みを行う。
6. 理由の如何を問わず年会費は返納しない。
* 懇親会参加費は、会の内容により若干追加することがある。その場合は募集の時点で金額を明確にする。
- 第8条 1. 会員は次の場合にその資格を失う。
① 退会、会費の未納、会員の死亡、本会の解散
② 前条3項に該当し参加費の納入義務を負う者が、財団の指定する日までに参加費を納入しない場合。
2. 会員の資格の譲渡は認めない。
- 第9条 本会則にない事項については、必要に応じて財団が定める。

次頁に【会則の運用について】の記載あり

【会則の運用について】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は、次の内容で運用中です。
会則第6条の、会場参加型の講演会、懇親会は中止しています。その代替として、毎月の講演を録画して、期間限定で、インターネット配信しています。
録画配信の準備が整い次第、視聴方法をご案内します。録画配信を終了した講演の視聴はできませんので、ご了承ください。
なお、感染状況の変化により、本運用を見直す場合は、別途ご案内いたします。

- 財団指定口座への振込の確認には、少し日数がかかりますので、ご了承ください。

- 入会となった時点で、配信中の講演録画がありましたら、視聴案内をいたします。

以上